

## 国民投票運動費用規制の新設に係る国民投票法の改正について（提案の概要）

### 第1 意義

国民投票法は、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為）のための費用の規制に関して、第105条（投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限）及び第109条（組織的多数人買収罪及び利害誘導罪）の二か条を置くが、国民投票の自由と公正の確保のために十分とはいえない。

金銭の過大な費消を伴う国民投票運動が、多数の投票人の自由な意思決定に影響し、国民投票の公正を害することとならないよう、同法を改正し（第2章第7節及び第8節）、一般的、直接的な費用規制の規定を設けるべきである。

### 第2 内容

#### （国民投票運動を行う者の登録等）

- 1 何人も、一の憲法改正案に対する国民投票運動のために100万円を超える支出を行おうとする場合には、その旨、遅滞なく、中央選挙管理会に対し、登録をしなければならないこと。
- 2 1の登録は、憲法改正案ごとに行わなければならないこと。
- 3 1の登録は、投票期日14日前から投票期日までの間、することができないこと。

#### （氏名等の表示義務）

- 4 1の登録をした者（以下「登録運動者」という。）は、国民投票運動のために用いられる文書図画（チラシ、ステッカー、ポスター、看板、のぼり、CM、ウェブサイト、動画など）に、その氏名等を表示しなければならないこと。

#### （外国人等からの寄付の禁止等）

- 5 外国人、外国法人等は、国民投票運動に関し、寄附をしてはならないこと。
- 6 何人も、国民投票運動に関し、外国人、外国法人等から寄附を受けてはならないこと。
- 7 何人も、国民投票運動に関し、外国人、外国法人等に対し、寄附を勧誘し、又は要求してはならないこと。

#### （国民投票運動のための支出の上限）

- 8 何人も、一の憲法改正案に対する国民投票運動のために、5億円を超える支出をしてはならないこと。

#### （収支報告義務）

- 9 登録運動者は、国民投票期日の後、中央選挙管理会に対し、憲法改正案ごとに収入及び支出の報告をしなければならないこと。

〔	100万円超	～	1億円	国民投票の期日の翌日から3か月以内
	1億円超	～	5億円	〃 6か月以内

- 10 中央選挙管理会は、9の報告の内容を、公表しなければならないこと。

#### （罰則）

- 11 登録義務違反、表示義務違反、上限額の超過、収支報告の虚偽記載等に対する罰則を定めること。

#### （政令等への委任）

- 12 その他、必要な事項の定めは政令、総務省令に委ねること。

#### （施行期日）

- 13 公布の日とすること。